

## 1. 業務名

泊漁港将来像構想策定事業業務委託（構想策定業務）

## 2. 業務目的

本市の水産業の拠点である泊漁港は、開港から50年以上が経過し、港内施設の老朽化に伴う再整備を現場の漁業関係者から求められており、その必要性については那覇市第5次総合計画や第3次水産業振興基本計画で示しているとおり水産業の振興にとって重要なものであるため、速やかに再整備を推進する必要がある。

再整備における重要な項目の一つに令和4年10月に移転した沖縄県漁業協同組合連合会の荷捌施設跡地があるが、その用途については生産団体及び流通団体の意見に相違があり、活用についての協議が継続中となっているため、泊漁港の振興・発展のため早急に決定する必要がある。

また、泊漁港に隣接する港湾区域（新港ふ頭）について、その管理主体である那覇港管理組合が策定した「那覇港長期構想」において、泊漁港とも連携した港・船の景観等を活かした交流・賑わい空間への再開発について記載されている。

これらの状況を踏まえ、令和5年度は本市における今後の泊漁港及び隣接する港湾区域の目指す姿とその実現に向けた取組を将来像構想として策定することを目的に、漁港及び港湾区域における土地利用状況や施設の現状確認、関係団体が求める機能のヒアリング等の基礎調査を実施した。

令和6年度については、当該基礎調査の結果を踏まえ、必要機能の整理やゾーニングの検討等を実施し、泊漁港の将来像構想を策定する。

## 3. 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月21日まで

## 4. 業務内容

以下の業務を実施すること。

### (1) 将来像構想案策定業務

以下の①～⑩の業務を行い、泊漁港将来像構想案（以下「将来像構想案」という。）を策定すること。

#### ① 法規制等への対応にかかる整理

令和5年度実施の「泊漁港将来像構想策定事業（調査業務）報告書」（以下「報告書」という。）で示された「想定される用途・導入すべき機能」及び「想定される整備主体

や事業主体」が、泊漁港及び隣接する港湾区域（以下「対象区域」という。）において、漁港漁場整備法等の関連法及び那覇北道路整備に伴う法規制、並びに泊漁港施設用地利用計画などの各種関連計画等に基づく用途規制等との影響や、実現可能性等の整理を行うこと。

② 対象区域内施設等の更新時期等の整理

対象区域内の施設や設備等について、築年数や設置年数、耐用年数等を踏まえて、近年整備された施設や設備等を除き、その他の施設及び設備等について、適切な更新時期の整理を行うこと。

③ 対象区域の将来的な位置づけの整理

本市周辺自治体の漁港の状況や、国や県等における新たなインフラ整備、水産物の流通・販売・消費等の市場状況など、現在の社会情勢を踏まえつつ、将来的な変化等を見据えて、生産地及び消費地としての位置づけから、対象区域の秘める可能性を最大限に引き出すための位置づけの整理を行うこと。

④ 事業手法の検討を含めた民間事業者へのサウンディング

泊漁港管理者の沖縄県や、港湾区域管理者の那覇港管理組合の意向を踏まえつつ、対象区域における関係者の意向等も踏まえながら、①で再確認した機能等に加え、新たな機能やさらなる賑わい創出に資する必要な整備、管理運営の実現に向け、民間事業者に対し、事業手法の検討を含めた必要なサウンディング調査を行うこと。

⑤ 新たなゾーニングの検討及び整理

①から③の整理及び④の調査結果を踏まえ、対象区域において機能の最大限発揮、賑わいの創出、地域経済の活性化に資するための新たなゾーニングを検討及び整理を行うこと。

⑥ 施設機能や規模感の検討

⑤で整理した各ゾーニングに配置する個別施設の機能や、規模感を概算で算出し、これらをゾーニングに反映させた上で、「施設等配置イメージ案」を作成すること。

なお、「施設等配置イメージ案」については、令和6年7月下旬を第一稿の作成及び提出時期とする。それ以降については、ブラッシュアップしながら「施設等配置イメージ案」の適宜修正を行うこと。

⑦ 将来像構想の実現に向けた課題抽出及び整理

①から⑥を総括して、泊漁港将来像構想を実現するために課題となる事項を整理し、その解決策の方向性等の整理を行うこと。

⑧ 将来像構想の実現に向けた方向性の検討及び整理

将来像構想の実現に向けた整備計画や、中長期的なスケジュール等をまとめたロードマップの検討及び整理を行うこと。

また、整備計画に基づく各施設の整備手法及び管理運営方法、整備後の各管理者（主体者）の達成すべき目標値等についての検討を行うこと。

⑨ 関係者間による合意形成

①から⑧については、適宜、報告書で示す関係者向けの会議を開催し、説明及び意見交換等を通して、確実な合意形成を図ること。

⑩ 将来像構想案のまとめ

⑨の合意形成を得たのち、①から⑨をとりまとめ、各種関係資料等を添付した上で、「泊漁港将来像構想案」を策定すること。

(2) 冊子印刷及び周知広報業務

(1) で策定した「泊漁港将来像構想案」については、市において庁議に諮った上で、内容について最終確認を行い「泊漁港将来像構想」として策定するため、策定した「泊漁港将来像構想」を冊子にして必要部数の印刷を行うとともに、関係者へ周知広報を行うこと。

(3) 事務管理業務

①実施計画の策定

本業務を円滑かつ確実に遂行するため、業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画を策定すること。

②業務責任体制の明確化等

本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

③会議の開催

業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を必要に応じて開催すること。

④許認可手続

本件業務の実施に必要な法令や条例の規定に基づく申請や許認可手続は、原則として受託事業者が代行すること。

⑤ドキュメント等の整備と保存

本件業務で使用したドキュメント類を整理し保存すること。

⑥業務完了報告

本件業務が完了したときは、本市の確認を終えた次の成果物を速やかに甲へ提出すること。

- ・将来像構想（A4冊子紙20部及び電子データ1式）
- ・将来構構想概要版（紙500部及び電子データ1式）
- ・業務完了報告書（紙1部及び電子データ1式）
- ・実施計画書（紙1部及び電子データ1式）

⑦リスク管理

想定されるリスクに対して、適切なリスク管理及び対応を行うこと。

## 5. 業務実施における留意事項

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。

経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

(3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合（不備）が認められる場合において、引き渡しを受けた後1年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することが出来る。

(5) 業務成果の帰属等

①知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属

する。

②著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。